

## 乙

## 自動車リース契約条項

### (基本合意)

- 第1条** 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の別表、仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、別表の自動車（以下「自動車」という。）をこの契約の定めにより賃貸（リース）し、自動車を甲の使用に供して常時正常な状態で稼働しうるように点検、整備を行い、自動車運行管理の適正化を図るものとする。
- 3 自動車の引渡し、返還その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (契約の保証)

- 第2条** 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第33条第3号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
  - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

#### **（権利義務の譲渡等の制限及び権利保全）**

- 第3条** 甲は、自動車又はこの契約上の地位を第三者に譲渡し、若しくは第10条第3項に定める場合を除き自動車を第三者に使用させ、又はその他乙の権利を侵害する行為を行うことはできない。
- 2 甲は、自動車について第三者から侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、速やかにその事態を解消するものとする。
  - 3 乙がその権利を保全するため必要な処置を行ったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとする。
  - 4 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。

#### **（公租公課）**

- 第4条** 自動車に係る公租公課は、乙の負担とする。

#### **（一般的損害）**

- 第5条** この契約の履行に伴い、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙がその費用を負担する。
- 2 天災、火災、盗難その他両者の責めに帰すことのできない事由により自動車が滅失、損傷した場合及び損害が生じた場合の費用の負担については、甲乙協議の上詳細を決定する。

#### **（第三者に及ぼした損害）**

- 第6条** この契約の履行に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。また、この契約の履行に伴い、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼし、又は第三者との間で紛争が生じたときは、甲の責任と負担によりその損害を賠償し、解決するものとする。
- 2 天災、火災、盗難、その他両者の責めに帰すことのできない事由により第三者に損害が生じた場合の費用の負担については、甲乙協議の上詳細を決定する。

- 3 前2項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じたとき（甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

#### （検査及び引渡し）

**第7条** 乙は、履行期間の始期に甲の立会いを求め、使用本拠地へ自動車を納入するものとする。

- 2 甲は、乙の立会いの下、前項により納入された自動車を検査し、この検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、検査に不合格となった自動車について、期間を定め、自動車の修補、代替自動車又は不足分の自動車の納入、あるいは代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第19条の規定を準用する。
- 4 乙は、前項の修補を行った自動車、代替自動車又は不足分の自動車の納入をするときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、前2項の規定を準用する。

#### （賃料の請求及び支払）

**第8条** 甲は、契約書で定める賃料を乙に支払うものとする。ただし、下記の場合において、甲が乙に支払うべきその月分の賃料は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

- (1) 自動車の引渡日が月の途中である場合
- (2) 甲が月の途中に契約の全部又は一部を解除した場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、自動車を使用できなかった場合
- 2 乙は、前項の賃料の当月分を翌月以降に書面をもって甲に請求するものとする。
- 3 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格した後でなければすることができない。
- 4 甲は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃料を乙に支払わなければならない。
- 5 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

#### （履行遅滞の場合における違約金等）

**第9条** 乙はその責めに帰すべき事由により、履行期間の始期までに自動車を甲の使用に供しないときは、甲は、乙に対し、違約金の請求をすることができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期間の始期までに既にこの契約に基づく自動車の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する賃料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、賃料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

### （自動車の使用及び保管）

**第10条** 甲は、自動車又は提供を受けた代車の使用にあたり、法令の定めるところに従い、安全運転に努めなければならない。

2 甲は、自動車の使用本拠地を別表1の（2）とし、同地で保管するものとする。なお、乙に事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

3 甲は、乙の承認を得て、甲の責任で職員などの特定の者に自動車を使用及び保管等をさせることができる。この場合、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を遵守させるものとする。

4 甲は、乙が自動車の保管及び使用状況を調査するため保管場所への立ち入り、説明及び資料の提出等を求めたときは、これに応じる。また乙が求めたときはいつでも自動車の所在を明らかにし、乙に自動車を確認させるものとする。

### （原状の変更）

**第11条** 甲は、乙の承諾を得なければ、自動車の改造や規格及び仕様の変更をすることができない。

2 前項の変更について、乙の要求があり、甲が認めた場合は、甲は無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

### （点検及び保守）

**第12条** 乙がメンテナンスを行う場合を除き、自動車の点検及び保守等は全て甲が甲の責任と費用により行うものとする。

### （メンテナンスサービス）

**第13条** 乙は、履行期間中、別表1の（3）の○印を付した費用を負担し、自動車についてのメンテナンスを行うものとする。

### （契約期間の特例）

**第14条** 甲の都合により、法令に定める自動車の継続検査を早期に行った場合であっても、乙は履行期間内に通常行うべき継続検査回数を超えての継続検査は行わないものとする。

2 前項により自動車検査証の有効期間が履行期限前に終了するときは、この契約は当該期間をもって終了するものとし、この場合の変更協議は第20条の規定を準用する。

### （事故処理）

**第15条** 甲は、自動車に事故が発生したときは、速やかに乙の定める内容に従い事故報告をするものとする。

2 自動車に事故により損傷した場合は、甲は乙の指定する整備工場に搬入し、甲の負担により自動車を修理するものとする。

### （自動車の破損等）

**第16条** 甲は、自動車に故障又は破損その他修繕の必要が生じた場合、乙に対し、遅滞なくその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による連絡を受けた後、自動車を甲の使用に供するため、速やかに修繕その他の措置を指示しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による指示を受けた後、甲の負担により自動車を修理するものとする。ただし、修繕の必要が生じた事由が乙の責めに帰すべきものである場合は乙の負担とする。

#### （自動車の滅失と契約の終了）

**第17条** 自動車が滅失（修理不能を含む。）し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は損害金を乙に支払うものとし、同時にこの契約は終了するものとする。

#### （保険）

**第18条** 自動車への自動車損害賠償責任保険の付保は、乙の負担によるものとし、甲は、甲の負担により経済性を考慮し損害保険を付保するものとする。

- 2 前項の規定による保険契約で補填されない損害が発生した場合は、甲が負担する。

#### （契約不適合責任）

**第19条** 引き渡された自動車が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該自動車の修補、代替自動車の引渡し若しくは不足分の引渡し（以下、これらを「追完」という。）又は契約金額の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させ、又はこの契約を解除することができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

#### （契約の変更）

**第20条** 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

#### （甲の解除権）

**第21条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- （1） 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- （2） 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨を乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

#### （長期継続契約における契約の変更又は解除）

- 第22条** 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （反社会的勢力の排除）

- 第23条** 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
- ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、

運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

### （談合その他不正行為による解除）

**第24条** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求

をすることができない。

#### **(解除に伴う措置)**

**第25条** 乙は、甲が第21条第1項若しくは第2号又は第24条の規定により契約を解除した場合、自動車の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

#### **(賠償額の予定)**

**第26条** 乙は、この契約に関して第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、自動車の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第24条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第24条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

#### **(乙の解除権)**

**第27条** 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

#### **(自動車の返還)**

**第28条** 契約期間の満了又はこの契約が解除されたことにより、この契約が終了した場合、甲は、自動車を速やかに乙に返還しなければならない。

**（契約義務の未履行による損害賠償）**

**第29条** 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

**（危険負担）**

**第30条** 自動車の引渡し前に生じた自動車の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 自動車の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって自動車が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

**（費用の負担）**

**第31条** この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

**（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）**

**第32条** 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを行う。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求を行う。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

**（疑義の決定）**

**第33条** この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 別表 1

## (1) 自動車明細

| 仕様書<br>No. | 件名              | 車名 | 登録番号 | リース料月額    | リース料総額    | 使用の本拠の位置                |
|------------|-----------------|----|------|-----------|-----------|-------------------------|
| ①          | 秋葉工事事務所<br>その14 |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市秋葉区程島<br>2004番地2     |
|            | 秋葉工事事務所<br>その15 |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市秋葉区程島<br>2004番地2     |
| ②          | 管路課<br>その4      |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市中央区関屋下<br>川原町1丁目3番地3 |
|            | 施設整備課<br>その2    |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市中央区関屋下<br>川原町1丁目3番地3 |
| ③          | 中央工事事務所<br>その3  |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市中央区関屋下<br>川原町1丁目3番地3 |
|            | 中央工事事務所<br>その5  |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市中央区関屋下<br>川原町1丁目3番地3 |
|            | 中央工事事務所<br>その8  |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市中央区関屋下<br>川原町1丁目3番地3 |
| ④          | 中央工事事務所<br>その6  |    |      | 円<br>( 円) | 円<br>( 円) | 新潟市中央区関屋下<br>川原町1丁目3番地3 |
| 合計         |                 |    |      |           | 円<br>( 円) |                         |

※ リース料月額及び総額の表中( )内については、うち消費税額及び地方消費税額の金額を表す。

## (2) 登録年月日

令和9年3月1日

## (3) 契約期間

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで

(4) メンテナンス・サービス条件

以下の項目のうち○付項目につき所定のメンテナンスを行う。

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/>    | 6 カ月点検（乙が別途定める整備基準による）           |
| <input type="radio"/>    | リース期間中の継続検査                      |
| <input type="radio"/>    | 法定点検                             |
| <input type="radio"/>    | 一般整備・一般消耗部品交換                    |
| <input type="radio"/>    | 故障修理                             |
| <input type="radio"/>    | バッテリー交換（乙が別途定める交換基準による）          |
| <input type="radio"/>    | エンジンオイル交換（乙が別途定める交換基準による）        |
| <input type="checkbox"/> | 代車提供                             |
| <input type="radio"/>    | タイヤ交換（製造時に装着したタイヤに準ずる）※新車時装着分を除く |
| <input type="radio"/>    | 夏タイヤ 必要本数                        |
| <input type="radio"/>    | 冬タイヤ 必要本数                        |
| <input type="checkbox"/> | メンテナンス特約                         |

[ ]

メンテナンス責任の範囲外事項

1. 故意または重大な過失による修理
2. 乙に報告せず他の整備工場で行った整備
3. 経年変化による自動車本体及び付属品の腐食・老化・退色の修理・復元
4. その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

# 自動車リース（小型貨物自動車）仕様書

令和 8 年 7 月

新潟市水道局総務部経理課

リース車両一覧【小型貨物自動車（４WD）１，５００ｃｃ】

| 仕様書<br>No. | 所属件名            | 使用の本拠の位置            | 台数 |
|------------|-----------------|---------------------|----|
| ①          | 秋葉工事事務所<br>その１４ | 新潟市秋葉区程島２００４番地２     | ２台 |
|            | 秋葉工事事務所<br>その１５ | 新潟市秋葉区程島２００４番地２     |    |
| ②          | 管路課<br>その４      | 新潟市中央区関屋下川原町１丁目３番地３ | ２台 |
|            | 施設整備課<br>その２    | 新潟市中央区関屋下川原町１丁目３番地３ |    |
| ③          | 中央工事事務所<br>その３  | 新潟市中央区関屋下川原町１丁目３番地３ | ３台 |
|            | 中央工事事務所<br>その５  | 新潟市中央区関屋下川原町１丁目３番地３ |    |
|            | 中央工事事務所<br>その８  | 新潟市中央区関屋下川原町１丁目３番地３ |    |
| ④          | 中央工事事務所<br>その６  | 新潟市中央区関屋下川原町１丁目３番地３ | １台 |

※所属件名の「その●」については、所属の管理番号を示す。

## 自動車リース仕様書 ①

新潟市水道局の自動車運行管理の効率化を図り、安全で快適な車両の確保を目的に自動車リースを導入するため、下記により仕様を定める。

### 1. リース物件

小型貨物自動車（4WD） 1, 500cc バンタイプ  
バックドア（ハッチ）含めて5ドア 2台

### 2. 自動車登録日

令和9年3月1日

### 3. リース期間

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで

### 4. 契約形態及び支払について

契約形態は、総価契約とする。

なお、リース期間の開始までは、自動車登録及び納車等の準備期間とし、支払については、令和9年3月分より発生するものとする。

### 5. 点検・整備について

- ・車両が常時正常な状態で使用できるよう、メンテナンスを行うこと。
- ・車検、法定点検は事前打合せのうえ実施すること。
- ・点検毎に報告書を提出すること。

### 6. 部品・消耗品等の交換

- ・エンジンオイル・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・オイルエレメント・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・バッテリー・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・タイヤ・・・・夏・冬タイヤとも磨耗状態により交換
- ・その他・・・・プラグ、電球、ファンベルト、ロングライフクーラント、ワイパーゴム、ウォッシャー液等必要に応じ交換又は補給

### 7. その他

- ・新規車両は新車で納入すること。
- ・低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）のうち、平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合していること。
- ・納車がリース開始日に間に合わない場合は、納車までの期間について同等の仕様の任意保険加入済の代車を用意すること。なお、その場合の代車の費用はリース料に含むこととする。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

### 8. 月間契約走行距離

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで 1箇月 約1,000km

## 小型貨物自動車特記仕様書 ①

- |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------|---|--------|---|--------------|---|------------|---|-----------------------------|---|-------|
| 1. 車 種                   | 小型貨物自動車（4WD）1, 500cc バンタイプ<br>バックドア（ハッチ）含めて5ドア 2台                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 2. 定 員                   | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 3. エ ン ジ ン               | ガソリンエンジン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 4. ミッション                 | オートマチック                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 5. ボディカラー                | ホワイト又は準ずる色                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 6. 附 属 品                 | (1) エアコン<br>(2) FM・AMラジオ<br>(3) 時計<br>(4) パワーステアリング<br>(5) リヤワイパー<br>(6) 熱線リヤウインド<br>(7) サイドバイザー<br>(8) サンバイザー（運転席・助手席）<br>(9) フロアマット<br>(10) 全席シートカバー（フルシートカバー）<br>(11) ABS<br>(12) エアバッグ（運転席・助手席）<br>(13) 三角表示板<br>(14) 集中ドアロック<br>（運転席側ドアにキーを挿入し、キー操作により<br>全部のドアの施錠・開錠ができること。リモコン式でも可）<br>(15) パワーウィンドウ（運転席・助手席）<br>(16) ホイール付きスタッドレスタイヤ<br>(17) ドライブレコーダスタンドアローン型 前後2カメラ<br>（逆光時でも判別可能なもの）（別紙参照） |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 7. 両ドア文字入り               | 「新潟市水道局」12文字（文字の色は黒又は準ずる色）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 8. 車両配属先                 | ・新潟市水道局技術部秋葉工事事務所（2台）<br>住所：新潟市秋葉区程島2004番地2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 9. 費用負担区分（甲負担分に×、乙負担分に○） | <table border="1"><tr><td>○</td><td>登録諸掛費用</td></tr><tr><td>○</td><td>自動車重量税</td></tr><tr><td>○</td><td>自動車損害賠償責任保険料</td></tr><tr><td>○</td><td>自動車リサイクル料金</td></tr><tr><td>×</td><td>自動車税（甲を課税対象者として、乙は諸申請を行うこと）</td></tr><tr><td>—</td><td>軽自動車税</td></tr></table>                                                                                                                                  | ○ | 登録諸掛費用 | ○ | 自動車重量税 | ○ | 自動車損害賠償責任保険料 | ○ | 自動車リサイクル料金 | × | 自動車税（甲を課税対象者として、乙は諸申請を行うこと） | — | 軽自動車税 |
| ○                        | 登録諸掛費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| ○                        | 自動車重量税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| ○                        | 自動車損害賠償責任保険料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| ○                        | 自動車リサイクル料金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| ×                        | 自動車税（甲を課税対象者として、乙は諸申請を行うこと）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| —                        | 軽自動車税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |
| 10. その他                  | ポータブルカーナビゲーションの載せ替えキットの搭載承認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |        |   |        |   |              |   |            |   |                             |   |       |

## 自動車リース仕様書 ②

新潟市水道局の自動車運行管理の効率化を図り、安全で快適な車両の確保を目的に自動車リースを導入するため、下記により仕様を定める。

### 1. リース物件

小型貨物自動車（4WD） 1, 500cc バンタイプ  
バックドア（ハッチ）含めて5ドア 2台

### 2. 自動車登録日

令和9年3月1日

### 3. リース期間

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで

### 4. 契約形態及び支払について

契約形態は、総価契約とする。

なお、リース期間の開始までは、自動車登録及び納車等の準備期間とし、支払については、令和9年3月分より発生するものとする。

### 5. 点検・整備について

- ・車両が常時正常な状態で使用できるよう、メンテナンスを行うこと。
- ・車検、法定点検は事前打合せのうえ実施すること。
- ・点検毎に報告書を提出すること。

### 6. 部品・消耗品等の交換

- ・エンジンオイル・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・オイルエレメント・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・バッテリー・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・タイヤ・・・・夏・冬タイヤとも磨耗状態により交換
- ・その他・・・・プラグ、電球、ファンベルト、ロングライフクーラント、ワイパーゴム、ウォッシャー液等必要に応じ交換又は補給

### 7. その他

- ・新規車両は新車で納入すること。
- ・低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）のうち、平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合していること。
- ・納車がリース開始日に間に合わない場合は、納車までの期間について同等の仕様の任意保険加入済の代車を用意すること。なお、その場合の代車の費用はリース料に含むこととする。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

### 8. 月間契約走行距離

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで 1箇月 約500km

## 小型貨物自動車特記仕様書 ②

- |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 車 種     | 小型貨物自動車（4WD）1, 500cc バンタイプ<br>バックドア（ハッチ）含めて5ドア 2台                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2. 定 員     | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3. エ ン ジ ン | ガソリンエンジン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4. ミッション   | オートマチック                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5. ボディカラー  | ホワイト又は準ずる色                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6. 附 属 品   | (1) エアコン<br>(2) FM・AMラジオ<br>(3) 時計<br>(4) パワーステアリング<br>(5) リヤワイパー<br>(6) 熱線リヤウインド<br>(7) サイドバイザー<br>(8) サンバイザー（運転席・助手席）<br>(9) フロアマット<br>(10) 全席シートカバー（フルシートカバー）<br>(11) ABS<br>(12) エアバッグ（運転席・助手席）<br>(13) 三角表示板<br>(14) 集中ドアロック<br>（運転席側ドアにキーを挿入し、キー操作により<br>全部のドアの施錠・開錠ができること。リモコン式でも可）<br>(15) パワーウィンドウ（運転席・助手席）<br>(16) ホイール付きスタッドレスタイヤ<br>(17) ドライブレコーダースタンドアローン型 前後2カメラ<br>（逆光時でも判別可能なもの）（別紙参照）<br>(18) カーナビゲーション（テレビチューナーなし）<br>(19) バックカメラ |
| 7. 両ドア文字入り | 「新潟市水道局」12文字（文字の色は黒又は準ずる色）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 8. 車両配属先   | ・新潟市水道局技術部管路課（1台）<br>住所：新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3<br>・新潟市水道局技術部施設整備課（1台）<br>住所：新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

9. 費用負担区分（甲負担分に×、乙負担分に○）

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| ○ | 登録諸掛費用                      |
| ○ | 自動車重量税                      |
| ○ | 自動車損害賠償責任保険料                |
| ○ | 自動車リサイクル料金                  |
| × | 自動車税（甲を課税対象者として、乙は諸申請を行うこと） |
| － | 軽自動車税                       |

## 自動車リース仕様書 ③

新潟市水道局の自動車運行管理の効率化を図り、安全で快適な車両の確保を目的に自動車リースを導入するため、下記により仕様を定める。

### 1. リース物件

小型貨物自動車（4WD） 1, 500cc バンタイプ  
バックドア（ハッチ）含めて5ドア 3台

### 2. 自動車登録日

令和9年3月1日

### 3. リース期間

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで

### 4. 契約形態及び支払について

契約形態は、総価契約とする。

なお、リース期間の開始までは、自動車登録及び納車等の準備期間とし、支払については、令和9年3月分より発生するものとする。

### 5. 点検・整備について

- ・車両が常時正常な状態で使用できるよう、メンテナンスを行うこと。
- ・車検、法定点検は事前打合せのうえ実施すること。
- ・点検毎に報告書を提出すること。

### 6. 部品・消耗品等の交換

- ・エンジンオイル・・・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・オイルエレメント・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・バッテリー・・・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・タイヤ・・・・・・夏・冬タイヤとも磨耗状態により交換
- ・その他・・・・・・プラグ、電球、ファンベルト、ロングライフクーラント、ワイパーゴム、ウォッシャー液等必要に応じ交換又は補給

### 7. その他

- ・新規車両は新車で納入すること。
- ・低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）のうち、平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合していること。
- ・納車がリース開始日に間に合わない場合は、納車までの期間について同等の仕様の任意保険加入済の代車を用意すること。なお、その場合の代車の費用はリース料に含むこととする。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

### 8. 月間契約走行距離

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで 1箇月 約1,000km

## 小型貨物自動車特記仕様書 ③

- |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 1. 車 種                   | 小型貨物自動車（4WD）1, 500cc バンタイプ<br>バックドア（ハッチ）含めて5ドア 3台                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |   |   |   |   |   |
| 2. 定 員                   | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |   |   |   |   |   |
| 3. エ ン ジ ン               | ガソリンエンジン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |   |   |   |   |   |   |
| 4. ミッション                 | オートマチック                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |   |   |   |   |   |
| 5. ボディカラー                | ホワイト又は準ずる色                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |   |   |   |   |   |
| 6. 附 属 品                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) エアコン</li> <li>(2) FM・AMラジオ</li> <li>(3) 時計</li> <li>(4) パワーステアリング</li> <li>(5) リヤワイパー</li> <li>(6) 熱線リヤウインド</li> <li>(7) サイドバイザー</li> <li>(8) サンバイザー（運転席・助手席）</li> <li>(9) フロアマット</li> <li>(10) 全席シートカバー（フルシートカバー）</li> <li>(11) ABS</li> <li>(12) エアバッグ（運転席・助手席）</li> <li>(13) 三角表示板</li> <li>(14) 集中ドアロック<br/>(運転席側ドアにキーを挿入し、キー操作により<br/>全部のドアの施錠・開錠ができること。リモコン式でも可)</li> <li>(15) パワーウィンドウ（運転席・助手席）</li> <li>(16) ホイール付きスタッドレスタイヤ</li> <li>(17) ドライブレコーダースタンドアローン型 前後2カメラ<br/>(逆光時でも判別可能なもの)（別紙参照）</li> <li>(18) カーナビゲーション（テレビチューナーなし）</li> <li>(19) バックカメラ</li> </ul> |   |   |   |   |   |   |
| 7. 両ドア文字入り               | 「新潟市水道局」12文字（文字の色は黒又は準ずる色）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |   |   |   |   |   |
| 8. 車両配属先                 | ・新潟市水道局技術部中央工事事務所（3台）<br>住所：新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
| 9. 費用負担区分（甲負担分に×、乙負担分に○） | <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center; width: 50px;"> <tr><td>○</td></tr> <tr><td>○</td></tr> <tr><td>○</td></tr> <tr><td>○</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td>—</td></tr> </table> <div style="margin-left: 10px;">             登録諸掛費用<br/>             自動車重量税<br/>             自動車損害賠償責任保険料<br/>             自動車リサイクル料金<br/>             自動車税（甲を課税対象者として、乙は諸申請を行うこと）<br/>             軽自動車税           </div>                                                                                                                                                                   | ○ | ○ | ○ | ○ | × | — |
| ○                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
| ○                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
| ○                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
| ○                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
| ×                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |
| —                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |   |   |   |   |   |

## 自動車リース仕様書 ④

新潟市水道局の自動車運行管理の効率化を図り、安全で快適な車両の確保を目的に自動車リースを導入するため、下記により仕様を定める。

### 1. リース物件

小型貨物自動車（4WD） 1, 500cc バンタイプ  
バックドア（ハッチ）含めて5ドア 1台

### 2. 自動車登録日

令和9年3月1日

### 3. リース期間

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで

### 4. 契約形態及び支払について

契約形態は、総価契約とする。

なお、リース期間の開始までは、自動車登録及び納車等の準備期間とし、支払については、令和9年3月分より発生するものとする。

### 5. 点検・整備について

- ・車両が常時正常な状態で使用できるよう、メンテナンスを行うこと。
- ・車検、法定点検は事前打合せのうえ実施すること。
- ・点検毎に報告書を提出すること。

### 6. 部品・消耗品等の交換

- ・エンジンオイル・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・オイルエレメント・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・バッテリー・・・・乙が別途定める基準により交換
- ・タイヤ・・・・夏・冬タイヤとも磨耗状態により交換
- ・その他・・・・プラグ、電球、ファンベルト、ロングライフクーラント、ワイパーゴム、ウォッシャー液等必要に応じ交換又は補給

### 7. その他

- ・新規車両は新車で納入すること。
- ・低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）のうち、平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合していること。
- ・納車がリース開始日に間に合わない場合は、納車までの期間について同等の仕様の任意保険加入済の代車を用意すること。なお、その場合の代車の費用はリース料に含むこととする。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

### 8. 月間契約走行距離

令和9年3月1日から令和15年2月28日まで 1箇月 約1,000km

## 小型貨物自動車特記仕様書 ④

- |            |                                                   |
|------------|---------------------------------------------------|
| 1. 車 種     | 小型貨物自動車（4WD）1, 500cc バンタイプ<br>バックドア（ハッチ）含めて5ドア 1台 |
| 2. 定 員     | 5人                                                |
| 3. エ ン ジ ン | ガソリンエンジン                                          |
| 4. ミッション   | オートマチック                                           |
| 5. ボディカラー  | ホワイト又は準ずる色                                        |
| 6. 附 属 品   |                                                   |
- (1) エアコン
  - (2) FM・AMラジオ
  - (3) 時計
  - (4) パワーステアリング
  - (5) リヤワイパー
  - (6) 熱線リヤウインド
  - (7) サイドバイザー
  - (8) サンバイザー（運転席・助手席）
  - (9) フロアマット
  - (10) 全席シートカバー（フルシートカバー）
  - (11) ABS
  - (12) エアバッグ（運転席・助手席）
  - (13) 三角表示板
  - (14) 集中ドアロック  
(運転席側ドアにキーを挿入し、キー操作により  
全部のドアの施錠・開錠ができること。リモコン式でも可)
  - (15) パワーウィンドウ（運転席・助手席）
  - (16) ホイール付きスタッドレスタイヤ
  - (17) ドライブレコーダースタンドアローン型 前後2カメラ  
(逆光時でも判別可能なもの)（別紙参照）
  - (18) カーナビゲーション（テレビチューナーなし）
  - (19) バックカメラ
  - (20) 外部スピーカー  
2個(20W・防滴)  
全長は360mm・口径は幅390mm×高さ240mm程度と  
し、カラーはホワイトもしくは準ずる色とする。  
スピーカーは車上にキャリアを設置しその上に取りつける。  
取り付けの向きは、前後とする。
  - (21) 外部スピーカー用 SD レコーダー付車載アンプ  
1台(40W以上・12V)マイク・ホルダー付、録音・再生が可  
能であること。助手席からの操作が容易な場所に取り付けるこ  
と。

7. 両ドア文字入り 「新潟市水道局」12 文字（文字の色は黒又は準ずる色）
8. 車両配属先 ・新潟市水道局技術部中央工事事務所（1 台）  
住所：新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
9. 費用負担区分（甲負担分に×、乙負担分に○）

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| ○ | 登録諸掛費用                      |
| ○ | 自動車重量税                      |
| ○ | 自動車損害賠償責任保険料                |
| ○ | 自動車リサイクル料金                  |
| × | 自動車税（甲を課税対象者として、乙は諸申請を行うこと） |
| － | 軽自動車税                       |

## 別紙

### ドライブレコーダー仕様書

#### 1 ドライブレコーダーの機能及び性能

- (1) 本体は日本産業規格（JIS）、自動車技術会（JASO）等に準じた環境試験に合格したもので、フロント・リア2カメラ方式とし、リアカメラは小型とすること。
- (2) メインスイッチ起動時に常時録画方式（Gセンサー付き）でのデータ収集を開始すること（シガライター不可）。
- (3) 200万画素以上、フロントカメラ解像度 Full HD（1920×1080）@17fps 以上、リアカメラ HD（1280×720）@25fps 以上、水平画角 100° 以上。
- (4) 常時録画・イベント録画のほか駐車時録画機能・音声録音あり（ON/OFF）、HDR（ハイダイナミックレンジ）搭載
- (5) microSDHCカード（16GB以上）を付属品とする。
- (6) パソコンにおいて容易に再生ができ、雨天時・夜間においても映像が鮮明であること。
- (7) 記録データは自動で上書きを行えること。
- (8) モニターは3インチ以内とする。
- (9) LED信号機対応、ノイズ軽減対応。